証券コード　7278
2015年６月５日

株　主　各　位

大阪府寝屋川市木田元宮１丁目１番１号
株式会社エクセディ
代表取締役社長　久　川　秀　仁

第65回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第65回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ではございますが、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2015年６月25日（木曜日）午後５時までに議決権をご行使いただきますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　時　　2015年６月26日（金曜日）午前10時
２．場　所　　大阪府寝屋川市木田元宮１丁目１番１号
　　当社　新本館２階　エクセディホール
３．目的事項

報告事項　１．第65期（2014年４月１日から2015年３月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類報告の件
　　２．会計監査人及び監査役会の第65期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役10名選任の件
第３号議案　監査役３名選任の件

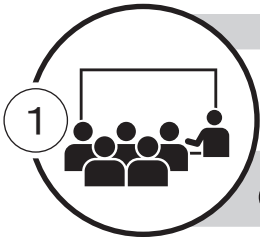
以　上

（なお、招集通知に添付すべき事業報告、連結計算書類、計算書類及び監査報告書は別添の「第65期ご報告」（１頁から34頁まで）に記載のとおりであります。）

　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、資源節約のため、本招集ご通知及び第65期ご報告をご持参くださいますようお願い申しあげます。
　なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http：//www.exedy.com）に掲載させていただきます。

【議決権の行使についてのご案内】

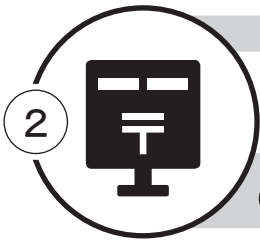
議決権の行使には以下の３つの方法がございます。



当日株主総会に
ご出席いただく場合

同封の議決権行使書用紙を株主総会当日に会場受付にご提出ください。

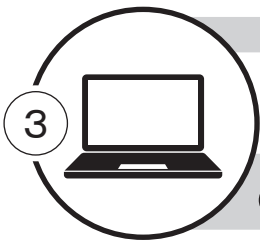
株主総会開催日時　2015年６月26日（金曜日）午前10時



書面により
行使いただく場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限　2015年６月25日（木曜日）午後５時までに到着



インターネットにより
行使いただく場合

議決権行使サイト
http://www.evote.jp/にて議案に対する賛否を、行使期限までにご入力ください。

行使期限　2015年６月25日（木曜日）午後５時まで

機関投資家の皆様へ

当社は、株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加いたしております。

【インターネットによる議決権行使方法について】

以下の事項をご参照のうえ、インターネットにより当社株主名簿管理人の議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にアクセスしていただき、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

１．議決権行使サイトについて

(1)　当社の指定する議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）は、毎日午前２時から午前５時までは取扱いを休止します。

(2)　パソコンまたはスマートフォンなどによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用になれない場合もございます。

２．議決権行使方法について

(1)　株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

(2)　株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

３．複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

(1)　書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

(2)　インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

４．議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料金などの費用は、株主様のご負担となりますのでご了承ください。

〔システム等に関するお問い合わせ〕

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120－173－027（受付時間　9：00～21：00、通話料無料）

以 上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は利益配分について、事業基盤整備のための資金需要、業績、配当性向等を総合的に勘案して、株主の皆様のご期待に応えられるよう、適正な利益還元をさせていただきたいと考えております。

つきましては、以下のとおり剰余金の処分をいたしたいと存じます。

１．期末配当金に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社株式１株につき金35円

総額　　1,684,530,645円

なお、2014年11月25日に１株につき35円の中間配当を実施しておりますので、年間の配当金は１株につき、70円となります。

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2015年６月29日

２．その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金　　4,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金　　4,000,000,000円

第２号議案　取締役10名選任の件

現在の取締役全員（９名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化、充実を図るため、１名増員し、取締役10名の選任をお願いするものであります。

なお、藤森文雄氏は、社外取締役の候補者であります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	しみず　はるお 清水　春生 （1947年１月７日生）	1970年２月　当社入社 1994年６月　取締役 1996年６月　営業本部長 1999年６月　常務取締役 2002年６月　専務取締役 2006年６月　代表取締役社長 2015年４月　取締役会長（現在に至る）	19,900株
2	ひさかわ　ひでひと 久川　秀仁 （1955年１月24日生）	1978年４月　当社入社 2006年６月　取締役　海外ビジネス担当 2009年４月　営業本部長 2009年６月　取締役常務執行役員 2011年４月　取締役専務執行役員 2012年４月　代表取締役 2015年４月　代表取締役社長（現在に至る）	10,700株
3	まつだ　まさゆき 松田　雅之 （1951年６月27日生）	1974年４月　当社入社 2002年６月　取締役 2004年６月　営業本部長 2005年６月　常務取締役 2009年６月　取締役常務執行役員 2010年４月　取締役専務執行役員（現在に至る） 2012年４月　開発本部長 2015年４月　調達本部長（現在に至る） 代表取締役（現在に至る）	7,400株
4	まさおか　ひさやす 政岡　久泰 （1949年８月８日生）	2000年10月　当社入社 2001年６月　取締役 2002年６月　管理本部長 2004年６月　常務取締役 2009年６月　取締役常務執行役員 2010年４月　取締役専務執行役員（現在に至る） 2011年４月　グローバル戦略本部長	10,400株

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
※ 5	おかむらしょうご 岡村尚吾 （1956年９月16日生）	1982年３月　当社入社 2002年７月　東京営業所長 2005年６月　取締役 2006年９月　アセアン事業統括 2010年４月　常務執行役員 2015年４月　専務執行役員（現在に至る） 営業本部長（現在に至る）	3,700株
6	とよはらひろし 豊原浩 （1962年８月19日生）	1995年１月　当社入社 2010年４月　執行役員 2011年４月　財務企画本部長 2012年６月　取締役（現在に至る） 2013年４月　上級執行役員（現在に至る） 管理本部長（現在に至る）	1,900株
7	こじまよしひろ 小島義弘 （1960年９月10日生）	1985年４月　日産自動車株式会社入社 2001年10月　ジヤトコ株式会社入社 2009年４月　同社試作部長 2011年４月　当社入社 2012年４月　執行役員 生産技術本部長（現在に至る） 2013年６月　取締役（現在に至る） 2015年４月　上級執行役員（現在に至る）	1,400株
8	なかはらただし 中原正 （1962年10月８日生）	1981年３月　当社入社 2009年４月　M＆T事業部長 2009年６月　執行役員（現在に至る） 2010年４月　M＆T製造本部長 2012年６月　取締役（現在に至る） 2014年４月　AT製造本部長（現在に至る）	1,900株
9	ふじもりふみお 藤森文雄 （1949年１月５日生）	1971年４月　アイシン精機株式会社入社 1997年６月　同社取締役 2005年６月　同社代表取締役副社長 2009年６月　同社代表取締役社長（現在に至る） 2012年６月　当社取締役（現在に至る）	2,000株

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
※ 10	あきた　こうじ 秋田　幸治 （1962年２月17日生）	1985年３月　当社入社 2006年６月　取締役 2009年６月　上級執行役員 2011年４月　株式会社ダイナックス取締役常務執行役員 2013年４月　同社取締役専務執行役員 2015年４月　同社代表取締役社長（現在に至る）	2,300株

（注）１．※印は、新任の取締役候補者であります。

２．社外取締役候補者、藤森文雄氏はアイシン精機株式会社の代表取締役社長であり、当社と同社との間に製品の売買等の取引関係がありますが、当該取引額は当社の連結売上高の0.5％未満であります。その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

３．藤森文雄氏を社外取締役候補者とした理由
自動車部品業界における経営者としての豊富な知見により、経営陣の一層の強化と取締役会による監督機能の充実を図ることができると判断し、候補者としました。

４．藤森文雄氏が代表取締役社長を務めるアイシン精機株式会社は、自動車用エンジン部品の可変バルブタイミング（ＶＶＴ）取引の一部に関し、米国独占禁止法違反を理由として、2015年２月に米国政府へ3,580万米ドルの罰金を支払っております。

５．藤森文雄氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって３年となります。

６．当社と藤森文雄氏との間で、定款の規定に基づく責任限定契約を締結しております。また、本議案が原案どおり承認可決され同氏が再任された場合は、契約を継続する予定であります。
その契約の内容の概要は、次のとおりであります。
(1) 社外取締役が、当社に対して損害賠償責任を負う場合、損害賠償責任の限度額を会社法第425条が規定する最低責任限度額とする。
(2) 上記の賠償責任の限定は、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限られる。

７．藤森文雄氏は2015年６月18日開催のアイシン精機株式会社定時株主総会終結の時をもって、代表取締役社長を退任され、代表取締役副会長に就任される予定です。

第３号議案　監査役３名選任の件

監査役西垣敬三氏、岡田孝次氏、山崎武徳氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役３名の選任をお願いするものであります。

なお、福田正氏、坪田聡司氏は、社外監査役の候補者であります。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	にしがきけいぞう 西垣敬三 （1957年９月11日生）	1981年３月　当社入社 2000年11月　エクセディフリクションマテリアル取締役社長 2010年４月　当社執行役員、総務本部長 2013年６月　監査役（現在に至る）	2,200株
※ 2	ふくだただし 福田正 （1953年３月４日生）	1986年４月　弁護士登録、第一法律事務所所属 （現在に至る） 2000年６月　神栄株式会社社外監査役（現在に至る）	0株
※ 3	つぼたさとし 坪田聡司 （1961年８月12日生）	1984年10月　青山監査法人/プライスウォーターハウス入社 1988年８月　公認会計士登録 1999年４月　税理士登録 2001年７月　開成公認会計士共同事務所参加（現在に至る） 2005年６月　オーウエル株式会社 社外監査役（現在に至る）	0株

（注）１．※印は、新任の監査役候補者であります。

２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

３．福田正氏及び坪田聡司氏を、社外監査役候補者とした理由及び社外監査役候補者がその職務を適切に遂行することができると当社が判断した理由

(1) 福田正氏は、弁護士の資格を持ち、法律の専門家として、当社取締役の職務の執行につき提言・助言を受けることができると判断し候補者としました。

(2) 坪田聡司氏は、公認会計士及び税理士の資格を持ち、会計・税務の専門家として、当社取締役の職務の執行につき提言・助言を受けることができると判断し候補者としました。

４．当社と福田正氏及び坪田聡司氏との間で、本議案が原案どおり承認可決され両氏が選任された場合、定款の規定に基づく責任限定契約をそれぞれ締結する予定であります。

その契約の内容の概要は、次のとおりであります。

(1) 社外監査役が、当社に対して損害賠償責任を負う場合、損害賠償責任の限度額を会社法第425条が規定する最低責任限度額とする。

(2) 上記の賠償責任の限定は、社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限られる。

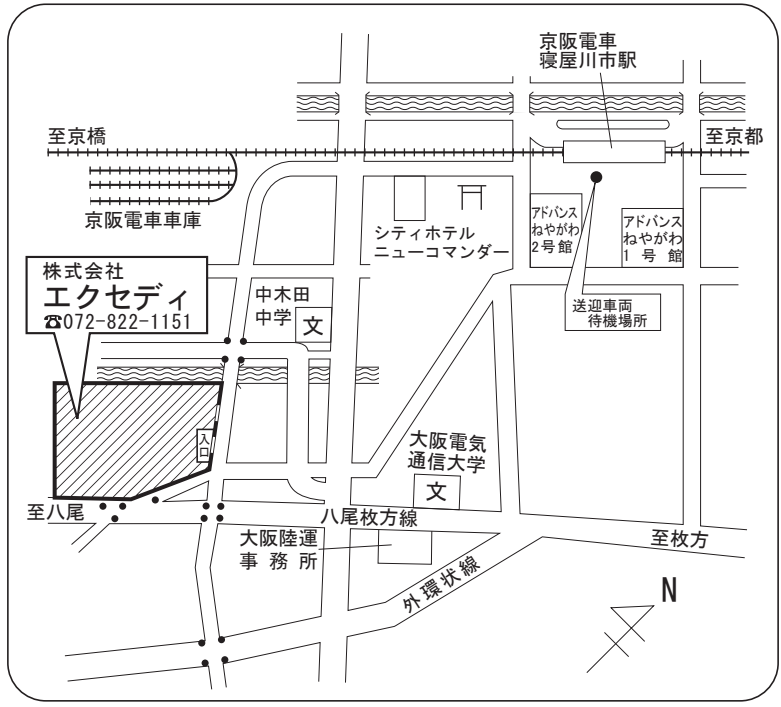
5．福田正氏及び坪田聡司氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以　上

メ　モ

メ　モ

株主総会会場ご案内図



（注）寝屋川市駅前（東口）より送迎車両が午前９時30分から運行いたしますのでご利用ください。
（最終午前９時50分発）
寝屋川市駅より徒歩およそ20分

2015.6.13,000 43.PRONEXUS. Printed in Japan